

受付番号：2020-1-1202

課題名：東日本大震災におけるミトコンドリア DNA 鑑定 の有用性の検証

1. 研究の対象

東日本大震災の津波被害による身元不明遺体で mtDNA 鑑定を実施し、研究終了（2021年3月）までに鑑定結果が出された症例

2. 研究期間

2021年3月（倫理委員会承認後）～2023年3月

3. 研究目的

東日本大震災から2021年2月まで東北大学大学院医学系研究科法医学分野では11例分の mtDNA 鑑定を受けています。また今後も研究期間終了（2023年3月）までに数例の鑑定が依頼される可能性があります。本研究では、これら結果に基づいて大規模災害に関連する mtDNA 鑑定 の有用性について検証するとともに、今後起こりうる大規模災害に向けて大学機関を中心とした mtDNA 鑑定体制の在り方について考察することを目的としています。

4. 研究方法

これまでに受け付けた11例と今後受け付ける症例について、mtDNA 鑑定を適用するに至った経緯や対照試料の種類（候補者と血縁者の関係性）、身元特定の成否等について取りまとめ傾向を把握します。

その後これら結果に基づいて、大災害時において mtDNA 鑑定を行う際に考慮すべき点について考察します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料は鑑定のみで使用し、本研究では鑑定の結果得られた情報のみ扱います。加えて、本研究では遺伝情報それ自体は扱いません。

本研究で扱う情報としては遺体の発見状況、推定死後経過時間、年齢、性別等が含まれます。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本研究は本学単独研究ではありますが、情報は宮城県警察捜査一課検視係身元不明・行方不明者捜査班より提供を受けます。

宮城県警察捜査一課検視係 身元不明・行方不明者捜査班 菅原信一警部

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575

仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院 医学系研究科 法医学分野

舟山 真人（研究責任者・研究代表者）

TEL：022-717-8110

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合